第 4 章

障害者・障害児施策の推進





第4章 障害者・障害児施策の推進 一 第3期上尾市障害者計画 —

1 基本姿勢

障害者・障害児が差別を受けることなく、地域社会の対等な一員として、安心して自分らしく自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、誰もが自分らしくいきいきとした生活を送ることができる地域共生社会の形成を進めます。

2 人権の尊重(基本目標1)

(1)差別の解消

障害者・障害児の人格が尊重されて初めて、障害者・障害児は、いきいきと生活することができます。差別・偏見が解消された地域社会を構築するための施策を推進していきます。

①障害者差別解消支援地域協議会の設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者差別解消法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する 支援が、効果的かつ円滑に実施されるよう、障害者差別解消支援地域協議会を設置します。

現状と課題

地域自立支援協議会の権利擁護プロジェクトや運営会議において、差別解消の問題を取り上げ、市内就労継続支援B型事業所の利用者に対して差別に関するアンケート調査を実施し、その問題点等を関係機関職員で共有してきたところです。改めて協議会に参加する委員等の選出や、枠組みのあり方について充実を図っていくことが求められます。

今後の方針

障害者差別解消支援地域協議会の運営の充実に向けて進めていきます。



②障害者の意思決定支援の推進【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者総合支援法に基づき、障害者の自己決定に関する支援を行います。

具体的には、厚生労働省の示す「意思決定支援ガイドライン」の活用について、福祉事業者や支援者等広く周知を図ります。

現状と課題

各支援機関職員では、日常の相談支援の現場において意思決定が適切に行われるよう意 識しながら支援を行っています。

今後の方針

引き続き、基幹相談支援センター業務の一環とされている「地域の相談支援体制の強化の取組」として、意思決定支援に関する学びの場の企画実施等、各支援機関職員の意識向上を促していきます。

③消費者被害を未然に防止するための啓発【市民生活部 消費生活センター】

事業(取組)内容

消費者としての意識向上を図り、権利を確立し、生活の質を高めること及び消費者被害 を未然に防止することを目的として啓発を行います。

現状と課題

消費者被害を未然に防ぐために関係団体と連携し、市民向けに講演会や講座を開催するなど啓発活動を行いました。

今後も、若年層から高齢者までのより幅広い年齢層に向けて啓発活動が必要です。

今後の方針

引き続き、社会の動向を見守りながら啓発活動を継続していきます。



④人権啓発推進事業【市民生活部 人権男女共同参画課】

…市民と障害者等の団体との相互交流

事業(取組)内容

あげおヒューマンライツミーティング21を開催し、障害者等の人権グループによる啓 発事業を展開することで、市民と団体の相互交流を図ります。

また、障害者就労施設の活動紹介と製品販売を実施します。

現状と課題

障害者に対する差別や不当な扱いを解消するため、引き続き啓発事業を行う必要があります。

今後の方針

引き続き、差別のない社会を実現するために人権啓発事業を継続します。

- ⑤インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】
 - …障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりの推進

事業(取組)内容

障害のある児童生徒一人一人が学校教育で必要としていることを理解し、生活や学習に おける適切な指導や支援を行う、インクルーシブ教育を実施します。また、「支援籍」の普 及を図り、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。

現状と課題

個別の支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画作成に取り組んでいます。

特別支援学校6校に在籍する児童生徒が上尾市の小・中学校の通常の学級で学習を行い、 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進し、支援籍の普及 を図っています。

今後の方針

個別の教育支援計画、個別の指導計画の充実を引き続き図ります。 特別支援学校と連携し、支援籍の更なる推進を引き続き図ります。



⑥インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】 …特別支援学校と通常学級との交流

事業(取組)内容

支援籍への理解を図り、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にすることによって互いの自立と社会参加を促進するとともに、「心のバリアフリー」という考えを 浸透させるよう、啓発を推進します。

現状と課題

特別支援学校の学校公開や運動会等の開催について、小・中学校に情報提供をしていま す。

特別支援学校から講師を招き研修会を毎年実施しています。

上尾市特別支援教育連絡会議を毎年実施し、上尾市における特別支援教育の推進の方向性や巡回相談の成果と課題について確認するとともに、巡回相談の効果的な実施方法等について共通理解を図っています。

今後の方針

特別支援学校との更なる連携を図ります。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、特別支援学校のセンター的機 能を十分に活用します。

- ⑦インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】
 - …障害に対する保護者の理解の促進

事業(取組)内容

障害に対する保護者の理解を一層深められるよう、入学説明会やPTA総会、学校だよりなどを通じて周知徹底します。

現状と課題

障害に対する保護者の理解を深めるため、特別支援学級や通級指導教室において、教室・ 学級便りを毎月発行しています。

特別支援教育について、保護者への啓発を行うため、特別支援教育リーフレットの内容について毎年見直し、作成・配布しています。

今後の方針

特別支援学級・通級指導教室便りの充実を引き続き図っていきます。

国や県の動向、市の実態を踏まえ、特別支援教育リーフレットの見直し、作成・配布を引き続き行います。



⑧インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】…特別支援学級や特別支援学校と小・中学校の通常学級との交流及び共同学習の推進

事業(取組)内容

特別支援学級や特別支援学校と小・中学校の通常学級との交流及び共同学習を推進します。

現状と課題

「特別の教育課程」に基づき、個々の児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握した上で、 通常の学級との交流及び共同学習が継続して行われています。

在籍児童生徒数が少ない特別支援学級の指導の工夫が課題です。

今後の方針

個々の児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握した上で、通常の学級との交流及び共同 学習を引き続き充実させます。

学校行事等で交流する機会を引き続き増やします。

- ⑨インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】
 - …教職員に対する研修の充実

事業(取組)内容

交流及び共同学習の充実を図るため、特別支援学級や特別支援学校と通常学級の関わり に関する検討を進めるとともに、教職員研修の充実・強化等により、児童生徒に「心のバリ アフリー」や「社会の中で自立できる自信と力」を育てる人材の育成を推進します。

現状と課題

教職員に対する研修会の充実と継続的な実施を通して、特別支援教育担当教員の専門性の向上を図りました。

新たに特別支援教育を担当する教員の専門性の向上が課題です。

今後の方針

新たな特別支援教育推進のための人材を育成するために、上尾市特別支援教育マイスター 一を活用し、各校で特別支援教育を担当する教員への指導・支援を図っていきます。



⑩平等な選挙機会の確保【選挙管理委員会事務局】

事業(取組)内容

障害者が選挙権を等しく行使できるよう、投票所のバリアフリー化等の環境づくりを進 めます。

現状と課題

各選挙において、投票所の状況を確認していますが、施設の構造上、簡易スロープを設置できない投票所については、事務従事者が介助を行っています。

今後の方針

引き続き、選挙人が投票しやすい環境づくりに努めます。



(2) 成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない障害のある人が、安心して自立した生活を送るためには、財産や権利が守られなければなりません。

知的障害や認知症等で判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う制度 の利用を促進します。

①成年後見制度の周知・啓発【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者やその家族に対し、成年後見制度について周知・啓発を図ります。

現状と課題

上尾市後見センターの開設に伴い、成年後見制度の周知・啓発については、当該センターを中心に展開されているため、引き続き、後見事務を担う課としての連携を推進していきます。

今後の方針

制度の周知・啓発について、継続して実施します。

②成年後見制度利用費用の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害福祉サービス利用等の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる重度の知的 障害者又は精神障害者のうち、市長が成年後見開始等の審判請求を行った方について、成 年後見制度利用に要する費用の助成が必要な場合、その費用の助成を行います。

現状と課題

助成については実施しています。令和5年度より、市長が成年後見開始等の審判請求を 行った場合以外でも、収入等が一定の基準を下回っていて後見人への報酬が支払えない事 例に対して後見報酬の補助を開始しました。

今後の方針

制度の周知・啓発及び費用の助成を継続して実施します。



(3) 虐待の防止

障害者・障害児の身体・財産・人格が損なわれないよう、虐待の防止や早期発見・対応に 努めます。

①障害者虐待防止センターの設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者・障害児に対する虐待の未然防止及び虐待の早期発見、迅速な対応ができるよう、 障害者虐待防止センターを設置し、障害者の虐待通報やこれに関する相談を受理します。 センターは相談窓口としての機能を持つほか、権利擁護や虐待防止に関する啓発を行い ます。

現状と課題

通報件数は年々増加傾向にあり、対応に関わる職員の時間が割けなくなっています。

今後の方針

委託先の虐待防止センターの職員との連携を通じ、適宜、事例に対して担う役割等を整理・相談しながら支援をすすめていきます。



3 安心・安全の確保(基本目標2)

(1)保健・医療の充実

それぞれのライフステージにおける保健事業を充実させ、発達課題の早期発見、早期対応 や健康づくりに必要な施策を推進します。

①妊娠中の健康支援【健康福祉部 健康増進課】

事業(取組)内容

妊娠届出者に対して母子健康手帳及び妊産婦健康診査助成券を交付しています。 また、妊産婦健康診査に関わる費用の一部を助成しています。

現状と課題

母子保健コーディネーターが妊娠届出時の面接、妊娠34週の電話支援を全妊婦へ行っています。また、令和5年2月より「出産・子育て応援事業」を開始し、妊娠期から切れ目ない伴走型相談支援を行っています。

今後の方針

妊娠期から出産・子育て期と切れ目ない支援を行っていきます。

②親子への訪問支援【健康福祉部 健康増進課】

事業(取組)内容

妊産婦・新生児の健康の保持・疾病の早期発見、育児支援ため、助産師・保健師が家庭訪問を行います。

また、生後4か月までの乳児家庭を全戸訪問し、育児の孤立予防と情報提供を行うこん にちは赤ちゃん事業を実施します。

現状と課題

多様化する相談に対応するため、令和4年度より訪問員をすべて専門職へ変更し、訪問 を実施しています。

今後の方針

引き続き、面会率の向上を図るとともに、子育て支援サービスの情報提供や育児に関する母親の相談に応じ、早期に支援が必要な家庭を把握し支援につなげ、子育ての孤立防止に努めていきます。



③乳幼児の健康診査【健康福祉部 健康増進課】

事業(取組)内容

乳幼児健康診査及びフォロー健康診査を実施し、乳幼児の心身の発育発達の確認や育児 上の問題を早期に発見し、安心して育児ができるように支援を行います。

現状と課題

各健康診査とも受診率の向上を図るため、未受診児に対し、受診勧奨通知や電話・訪問等の積極的な働きかけを行っています。

今後の方針

引き続き、フォローが必要な子どもに対しては、継続的に健全な発育、発達を促すための援助を行っていく他、自信を持って育児ができるように親に対する支援を行っていきます。

④大人の健康づくり【健康福祉部 健康増進課】

事業(取組)内容

健康づくりに関する情報提供や相談、教育及び健康づくりに携わる人の養成(ヘルスメ イト等)を行います。

現状と課題

令和2年4月より第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画に基づき事業を実施しています。

また、スポーツ健康都市宣言推進の取組を実施しています。

今後の方針

引き続き国・県の動向を見ながら、第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画を評価し、 第3次計画を策定・推進していきます。



⑤歯科保健の推進【健康福祉部 健康増進課】

事業(取組)内容

歯科保健の普及啓発を行います。生涯自分の歯でいられるよう、相談や教育を行います。

現状と課題

令和2年4月より第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画に基づき事業を実施しています。

協力団体である、北足立歯科医師会と年2回の会議を開催し、情報共有・意見交換を行っています。

今後の方針

引き続き国・県の動向を見ながら、第2次・第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画に 基づき、歯科口腔保健事業を推進していきます。



(2) 外出手段の確保

障害者・障害児が積極的に外出に際し、外出手段等アクセシビリティの確保を支援します。

①福祉タクシー券の交付・自動車燃料費の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

在宅の重度障害者・重度障害児に対し、社会参加の促進や日常生活の援助を目的に、福 祉タクシー券の交付、又は自動車燃料費の助成を行います。

現状と課題

単独での移動が困難な方への助成です。確実な制度周知を行っていく必要があります。

今後の方針

引き続き、外出支援の一助として制度を継続していきます。

②リフト付車両の運行(ふれあい号)【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

在宅の重度肢体障害者の利便を図るため、車いす利用者が乗降できる専用車(リフト付車両「ふれあい号」)の運行を行います。

現状と課題

特に公共交通機関の利用が難しい、車いすを常時利用する身体障害者の移動手段として活用されています。

確実な制度周知を行っていく必要があります。

今後の方針

制度周知について随時見直しながら継続して実施します。



③自動車運転免許取得費の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者の就労その他の社会参加を促進することを目的として、普通自動車運転免許の取 得に要する費用の一部を助成します。

現状と課題

2回の来庁が必要であった申請事務については、1回で終えられるよう利便性を重視した変更を行いました。

今後の方針

引き続き、通勤や生活圏の拡大を促進していくため助成をすすめていきます。

④自動車改造費の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

身体障害者の社会参加の促進を図るため、就労等に伴い自動車を利用する場合において、 当該自動車の改造に要する費用を助成します。

現状と課題

毎年度一定のニーズがあります。

今後の方針

引き続き、自動車改造が通勤等の一助になるよう助成をすすめていきます。

⑤市内循環バスの利用料の免除【市民生活部 交通防犯課】

事業(取組)内容

市内循環バス"ぐるっとくん"の利用にあたり、障害者手帳所持者及び介護者の利用料金を減免します。

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて外出機会が減ったことにより、利用者が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症が収まりつつあることで、再び利用者が増えてきています。対象者への継続した周知が必要です。

今後の方針

引き続き、利用者の外出機会の増加を目指して、事業を継続していきます。



(3) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

建築物、道路、公園等の公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点も取り入れ、誰もが安心して快適に生活できる環境を整備します。

①公共施設等におけるバリアフリー化の推進【行政経営部 施設課】

事業(取組)内容

バリアフリー化の義務付け以前に建設された既存の公共建築物について、エレベーター、 多機能トイレ(オストメイト対応を含む)、スロープの設置等、改修時に市民の利用実態を 踏まえながらバリアフリー化を推進します。

現状と課題

公共施設の用途に合わせ、新築及び改修時にエレベーター、多機能トイレ等を整備しています。

今後の方針

今後もバリアフリー化を継続していきます。

②公共交通機関におけるバリアフリー化の推進【市民生活部 交通防犯課】

事業 (取組) 内容

ノンステップバス導入補助及び内方線付き点状ブロック設置への補助を行います。また、 ホームドアの設置等要望活動を行っていきます。

現状と課題

ノンステップバスについては、導入率が高くなっており、申請がない状況です。 ホームドアについては、継続した要望活動を実施していますが、設置には至っていませ ん。

今後の方針

引き続き、ホームドア設置に向けて要望活動を実施していきます。



③放置自転車対策【市民生活部 交通防犯課】

事業(取組)内容

上尾駅及び北上尾駅(放置自転車禁止区域)の放置自転車の撤去の実施、自転車利用者 に対する駐輪マナーの指導、点字ブロックの上に放置されている自転車や通行の支障とな る放置自転車の整理を実施します。

現状と課題

コロナ禍の収束と共に放置自転車が微増しています。民間事業者による駐輪場を把握し、 駐輪のマナーや放置禁止区域の周知を行うことが必要です。

今後の方針

引き続き、放置自転車対策を実施していきます。

④上尾市バリアフリー基本構想の推進【都市整備部 都市計画課】

事業(取組)内容

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)」に基づき、まちのバリアフリー化を一体的、計画的に推進するための「バリアフリー基本構想」の 策定について検討します。

現状と課題

市町村によるバリアフリー基本構想の策定事例はまだ少なく、策定に向けた課題認識や 庁内関係課との連携、庁内検討組織の構築、協議会の設置等について、調査研究をする必 要があります。

今後の方針

公共施設、公共交通機関などの整備更新の際には、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを考慮した環境整備を重点的、一体的に実施することで、だれもが安心して快適に外出できる街づくりを総合的に推進します。



⑤「埼玉県福祉のまちづくり条例」による指導【都市整備部 建築安全課】

事業(取組)内容

「埼玉県福祉のまちづくり条例」により届け出が義務付けられている建築物等について、 届け出の指導徹底を図ります。整備基準に適合した設計とするよう必要な指導・助言を行 います。

現状と課題

「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、届け出の指導や設計者との協議を行っています。適合する建築物の割合を増加させることが課題です。

今後の方針

埼玉県福祉のまちづくり条例の基準に適合させるよう、設計者への指導や協議を引き続 き行っていきます。

- ⑥都市公園等の施設更新【都市整備部 みどり公園課】
 - …都市公園等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

事業(取組)内容

市管理の都市公園等を効率的に管理するため、上尾市公園施設長寿命化計画及び上尾市 公園施設維持管理更新計画に基づき、老朽化した公園施設の更新を行います。

現状と課題

計画期間が40年と長期に渡るため、改修が老朽化の進行に追いつきません。 植栽は計画対象ではありませんが、苦情が多いことから改修に合わせた対応が必要となります。

地域毎の特色と多様化する市民ニーズの把握が必要となります。

今後の方針

総コストの 10%削減を目指し、公園施設の集約・規模縮小を図ることで、管理業務の効率化に繋げます。

遊具更新にあたっては、インクルーシブ遊具の導入を検討します。

公園改修にあたっては、園内の移動等円滑化を図ります。



⑦小学校・中学校の管理運営【教育総務部 教育総務課】

事業(取組)内容

小学校、中学校におけるバリアフリー化を進めるため、スロープの設置や、多機能トイレへの改修等を推進します。

現状と課題

学校敷地内の通路や各校舎への出入り口にスロープ等の設置、多機能トイレ等は、整備済みとなっています。

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、車いす等でも各教室へ移動を行いやすい 環境整備を図ることが課題です。

今後の方針

学校施設の更新に合わせて、小・中学校のバリアフリー化を推進します。



4 生活支援施策の充実(基本目標3)

(1) 障害福祉サービス等の給付

障害のある人が、自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、必要なサービスを提供します。

①自立支援給付【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者の日常生活及び社会生活を支援するために必要な障害福祉サービスの支給決定を 行います。

障害程度が一定以上の人に生活上又は療養上の介護を行う「介護給付」、障害の程度に関わらず、一定期間に身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」、入院・入所中の障害者が退院・退所するための支援を行う「地域相談支援給付」のサービスがあります。

現状と課題

特に通所系事業所やグループホームについては開設が進んでおり、利用者が選べる時代 へと変化が起きています。それに伴い、給付額も年々増加傾向にあり、社会的なサービス の需要は今後も高まっていくものと思われます。

今後の方針

引き続き、給付事業を実施していきます。

②障害児通所支援給付【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

児童福祉法に基づき、心身の障害や発達に遅れのある児童に対して、生活能力の向上や 集団生活への適応、社会との交流促進等の療育・訓練を行うサービスの支給決定を行いま す。

現状と課題

特に放課後等デイサービスについては開設が進んでおり、利用に係る給付額は増加の一途を辿っています。社会的養育の需要についても高まっていくものと考えられます。

今後の方針

引き続き、給付事業を実施しています。



③移動支援事業【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

外出時の移動が困難な障害者等が、円滑に外出することができるよう移動の支援を行う ことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

現状と課題

余暇活動のための移動を支援する事業として需要がありますが、ヘルパー等の人手不足が深刻化しており、担い手の確保が課題です。

今後の方針

引き続き、事業を実施していきます。

④日中一時支援事業【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者等の日中における活動の場を確保することにより、日常的に介護している家族に対して、就労の支援及び一時的な休息を供与します。

具体的には、障害者等に対し、日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適応 するための日常的な訓練、送迎サービスその他適切な支援を行います。

現状と課題

自立支援給付を補完する役割を担っており、一定の利用ニーズがあります。

今後の方針

引き続き、事業を実施していきます。



⑤訪問入浴サービス事業【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

自宅の浴室における身体介護サービスの利用では入浴が困難な、障害者・障害児に対して、訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

現状と課題

自立支援給付の居宅介護等を補完する役割もあり、サービスとして必要と考えられます。

今後の方針

引き続き、事業を実施していきます。

⑥生活サポート事業【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

在宅の障害者・障害児の身近な場所での地域生活を支援するため、障害者・障害児に対 する一時預かり、送迎、外出介助等のサービスを提供します。

現状と課題

頻度の高い継続利用は空きの問題から難しい状況にありますが、柔軟な事業運営が可能なため、自立支援給付や移動支援事業を補うサービスとして重要な役割を担っています。

今後の方針

引き続き、事業を実施していきます。



(2)日常生活の支援

障害のある人の日常生活における自立を支援するため、サービス等の給付や各種手当の 支給を行います。

①補装具費の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

身体障害者の社会生活能力及び日常生活能力の向上を図るために、補装具の購入・修理 等に要する費用を支給します。

現状と課題

近年の傾向として、高齢世代の補聴器の支給申請が多くなっています。

今後の方針

引き続き、本人の障害状況等を踏まえながら支給を進めていきます。

②日常生活用具の給付【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害のある人の生活において必要な日常生活用具を給付します。

現状と課題

A I 機能を搭載した視覚障害者のための文字読み取り機器等、用具によっては性能や価格が向上しており、新たな給付対象として位置づける上での検討が必要になっています。

今後の方針

新たなニーズに対する給付項目については、他市町村の動向を注視しながら検討してい きます。



③手話通訳者の派遣及び養成【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

音声・言語による意思疎通が困難なろう者に対し、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通 の円滑化を図ります。

また、手話通訳者養成講習を実施し、手話通訳者の養成を行っています。

現状と課題

ろう者への社会参加支援として、コミュニケーション手段の拡充を促進するために実施 しています。

利用に関する普及を進めていくとともに、手話通訳者養成についても同様に制度周知及び啓発を行っていく必要があります。

手話通訳者が不足している問題を解消するため、電話リレーサービスとの両立が必要となります。

今後の方針

制度周知や啓発の方法を随時見直しながら、継続して事業を実施します。

④要約筆記者の派遣【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

音声・言語による意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、要約筆記者の派遣を行い、意思 疎通の円滑化を図ります。

現状と課題

中途失聴者等、手話を習得していない聴覚障害者のコミュニケーション手段の拡充を促進するために、実施しています。

確実な制度周知に努めていく必要があります。

今後の方針

制度周知の方法を随時見直しながら、継続して事業を実施します。



⑤福祉機器の貸出【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

不要となった特殊寝台や車いすなどの福祉機器を回収し、点検及び消毒をした上で、必要な障害者・障害児へ貸し出しを行います。

現状と課題

障害福祉サービス等において、特殊寝台や車いすの貸与に関するサービスは他になく、 一定の利用があります。

また、障害者手帳未所持の方等も利用することができるため、制度周知を行う必要があります。

今後の方針

制度周知の方法を随時見直しながら、継続して事業を実施します。

⑥難聴児補聴器購入費の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部 を助成します。

現状と課題

令和5年度より、県要綱の改正に伴い、購入費以外に修理費についての助成も可能になりました。

今後の方針

難聴児の生活面、教育面の支援に支障が出ないよう、助成事業を実施していきます。

⑦小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

小児慢性特定疾病をもつ児童の生活において必要な日常生活用具を給付します。

現状と課題

制度利用にあたっての保護者負担については当面の間、免除扱いとなっています。

今後の方針

引き続き、本人の障害状況等を踏まえながら支給を進めていきます。



⑧重度障害者居宅改善整備費の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

在宅で生活する重度障害者・重度障害児に対し、バリアフリーを目的とした住宅改造費 の一部を助成します。

現状と課題

日常生活用具の給付事業(居宅生活動作補助用具項目)も合わせて利用できる場合等があり、障害者宅への訪問調査等による実態把握から支給決定までの検討に時間を要します。

今後の方針

引き続き、本人の障害状況等を踏まえながら支給を進めていきます。

⑨在宅特別障害者等手当の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にあ る障害者に対し、手当の支給事務を行います。

現状と課題

引き続きわかりやすい制度案内に努めます。

今後の方針

引き続き、事業を継続します。

⑩特別児童扶養手当の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

精神又は身体に一定の障害がある 20 歳未満の児童を育てている保護者に対し、手当の支給事務を行います。

現状と課題

引き続きわかりやすい制度案内に努めます。

今後の方針

引き続き、事業を継続します。



①自立支援医療費(精神通院医療・更生医療・育成医療)の支給 【健康福祉部 障害福祉課、子ども未来部 子ども支援課】

事業(取組)内容

障害者総合支援法に基づき、障害の内容によって、指定医療機関における医療費の一部 を公費負担します。

現状と課題

(精神通院医療、更生医療)

ともに利用増加傾向であるため、今後も制度の周知・啓発が必要です。

(育成医療)

平成30年度~令和4年度にかけて、申請の件数は減少しているものの、一人ひとりにかかる医療費が増加傾向にあります。

今後の方針

(精神通院医療、更生医療)

引き続き事業を継続します。

(育成医療)

引き続き、正確な事務処理を遂行するとともに、子ども支援課での申請受付の際は、障害福祉課で受けられる各制度についての案内チラシを手交し、関連制度の周知を図っていきます。

②重度心身障害者医療費の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

重度心身障害者の医療費の一部を支給します。

現状と課題

医療費の支給総額は減少傾向にありましたが、制度改正の令和4年度では増加しました。 引き続き確実な制度案内に努めていく必要があります。

今後の方針

その他の公費負担医療制度も活用しながら、引き続き事業を継続します。



③重度心身障害者福祉手当の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

在宅の重度障害者・重度障害児に対し、手当を支給します。

現状と課題

年に2回の支給を行っています。

引き続きわかりやすい制度案内に努めます。

今後の方針

引き続き、事業を継続します。

④難病者見舞金の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

難病者に対し、見舞金を支給します。

現状と課題

申請に基づき年度に一回見舞金を支給しています。申請者が増加傾向であり、引き続き制度周知に努めます。

今後の方針

引き続き事業を継続します。

広報紙やWebサイト等を活用し、制度周知を行います。

⑤配食サービス事業【健康福祉部 高齢介護課】

事業(取組)内容

食事の支度が困難な高齢者や障害者に対して、協力店が安否確認の見守りを兼ねて栄養 バランスのとれた食事を提供します。

現状と課題

多くの人が利用しており、見守りについては、協力店から通報を受けた事例もあります。 パンフレットを作成し周知を行っています。

サービスが必要な人への認知度の向上が課題です。

今後の方針

事業を継続するとともに、サービスを必要とする人に知ってもらえるよう、様々な場で のサービスの周知に努めます。



⑥ふれあい収集【環境経済部 西貝塚環境センター】

事業(取組)内容

申請のあった障害者の自宅を訪問し、ごみ収集を行うとともに、声掛けと安否確認を行 います。

現状と課題

利用世帯数が増加しており、今後さらに申請者が増えることが見込まれるため、利用可能枠の確保が課題となっています。

今後の方針

事業を継続するとともに、利用可能枠確保の対策を検討します。



(3) 危機管理体制の整備

災害等の発生時に、障害のある人に必要な支援の提供をはじめ、平時における減災対策の啓発活動に取り組みます。

①自主防災組織の育成支援【総務部 危機管理防災課】

事業(取組)内容

自主防災組織が参加する研修や訓練等を通して、要配慮者が必要とする支援や対応についての理解を深めるとともに、関係団体・機関の協力を仰ぎ、減災対策の啓発活動に努めます。

現状と課題

コロナ禍等もあり令和2年度以降、自主防災組織が訓練を実施する機会が減っています。 また、地域によって組織力や訓練の練度にもばらつきがあります。

今後の方針

令和5年度から新規実施している市内6箇所で行う住民避難訓練等の機会を捉えて、自 主防災組織の参加を促すことで、各自主防災会での訓練活動に活かしてもらいます。

②防災ガイドブック等の作成【総務部 危機管理防災課】

事業(取組)内容

各種の障害に応じた災害時の具体的な対処方法や避難方法などをマニュアル化するとともに、その内容を盛り込んだ防災ガイドブックの作成・配布、ヘルプカードの作成・配布、市のWebサイトへの掲載を実施します。

現状と課題

令和 3 年度に防災ガイドブック・水害ハザードマップの冊子を全戸配布し、Web版洪水ハザードマップを公開しています。

今後の方針

法改正や基準の変更に伴い、防災ガイドブック等の更新をしていくとともに、関係各所 と協力し改善に努めていきます。



③防災情報等の配信【総務部 危機管理防災課】

事業(取組)内容

様々な情報伝達手段を活用し、防災情報等を多くの市民に迅速に配信しています。

現状と課題

令和5年度に一斉情報配信システムを導入したことで、各媒体による防災情報の迅速な配信が可能になりました。

今後も、より幅広く市民に防災情報等を配信するため、従来から利用している媒体のみならず、様々な媒体の利用を検討する必要があります。

今後の方針

各媒体に一斉に情報配信することができるシステムを活用した情報の発信を行います。

④災害対策基金の管理事業(地域貢献型自動販売機の設置)【総務部 危機管理防災課】

事業(取組)内容

電光掲示板を搭載した、飲料水等の地域貢献型自動販売機を市内の公共施設等に設置し、 平常時には地域情報や行政情報などを視覚情報として表示します。

災害等の緊急時にはリアルタイムで防災情報を提供し、また、遠隔操作で自動販売機内 の商品を飲料水として無料で提供する等の対策も順次実施します。

現状と課題

自動販売機を設置する主体は、施設を管理している部署になるため、危機管理防災課は施設管理部署に働きかけをしています。

今後の方針

引き続き、新たな設置場所について検討します。



⑤避難行動要支援者名簿の作成【総務部 危機管理防災課、健康福祉部 障害福祉課・ 高齢介護課】

事業(取組)内容

災害時に避難支援を必要とする人の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、市、消防、 民生委員、自主防災組織等がその名簿を共有して、災害時における避難誘導や安否確認な どに役立てます。

現状と課題

現在は、月1回名簿を更新し、最新の状態を保つことを務めています。また、今後も申請のあった自主防災会に名簿を提供し、避難支援や見守り活動に活かしてもらいます。

令和5年度住民避難訓練に障害福祉課・高齢介護課職員が参加する形で、要配慮者避難 訓練を実施しました。それに伴い、個別避難計画作成のモデルケースも併せて実施しまし た。

今後の方針

引き続き要配慮者に関する訓練を実施するとともに、水害リスクの高い地域にお住まい の方など、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成に努めていきます。

⑥火災予防の啓発【消防本部 予防課】

事業(取組)内容

市内で開催される各種イベントに参加し、聴覚障害者に対しても分かりやすいリーフレット等を作成し、住宅用火災警報器の設置及び維持について広報活動を行います。

現状と課題

現在、市内の住宅用火災警報器の普及率は、約83%となっています。新型コロナウイルス感染症の社会的影響が減少傾向にあることから、早期にコロナ禍前のように、市民が多く集まるイベントで広報活動を実施していく必要があります。

今後の方針

現状の取組を継続していきます。更に、住宅用火災警報器の設置義務から 10 年以上が経 過したことから、維持管理や交換の必要性について、広報活動を継続していきます。



⑦緊急医療情報キットの配布【消防本部 警防課】

事業(取組)内容

自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を筒状の容器に入れて自宅の冷蔵庫で 保管し、万が一の災害や病気などの緊急時に備える、緊急医療情報キットを配布します。

現状と課題

関係各所と協力し希望に応じて配布しています。引き続き本業務の周知に努めるととも に、配布済みの方に対しては情報の更新をお願いしていく必要があります。

今後の方針

障害者の安全安心を確保するため、本業務の周知方法、配布方法を検討しながら、継続 して実施していきます。

⑧緊急通報手段の確保【市民生活部 交通防犯課、消防本部 指令課】

事業(取組)内容

埼玉県警察が行っている「メール・FAX110番」について、市Webサイトでの周知を行っています。聴覚、音声機能、言語機能、そしゃく機能に障害のある人を対象に、ファクス及び電子メールによる 119番通報に対応しています。また、文字入力による 119番通報ができるシステムを導入しています。

現状と課題

効果的な周知方法をとる必要があります。(交通防犯課)

それぞれの通報システムは、利用者が少ないです。また、上記システムは、消防指令システムと接続できないことから、緊急車両の出場に複数人での対応が必須です。(指令課)

今後の方針

より効果的に周知出来るよう、市Webサイト以外の媒体での広報活動も検討します。 (交通防犯課)

市Webサイトでの周知を行います。また、指令システム更新に合わせて通報システム が接続できるよう検討していきます。(指令課)



(4) 家族支援

障害のある人やその家族に対し、不安や負担を軽減するために必要な支援を行います。

①超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

埼玉県が指定する医療機関等に対し、超重症心身障害児を日常的に介護する家族の負担 を軽減するためのレスパイトケアとしての短期入所及び日中一時支援事業に要する費用の 一部を助成します。

現状と課題

利用ニーズは高まっています。

今後の方針

引き続き、家族の介護負担軽減が図れるよう本事業を実施していきます。

②学齢期の発達障害児を養育する家族への支援 【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業(取組)内容

発達障害及びその疑いのある小学・中学・高校生の保護者に対して、障害の特性、対応方 法等に関する正しい理解を深めるための講座を実施します。

現状と課題

オンラインと対面のそれぞれの長所を生かし、講座を実施しています。

今後の方針

今後も、受講者のアンケートを参考に、家族の希望に沿った講座を開催できるようにしていきます。



③家族介護への支援【健康福祉部 高齢介護課】

…認知症サポーターの養成

事業(取組)内容

認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、認知症についての正しい知識を身につけ、 支援する「認知症サポーター養成講座」を開催します。

現状と課題

新型コロナウイルス感染拡大以降、開催回数・修了者数が減少しています。また、小中学校等の若年層に対しての開催が少ない現状があります。

今後の方針

引き続き事業を継続し、認知症サポーター養成講座の修了者数拡大や若年層への養成講 座の開催数の増加を目指します。

④家族介護への支援【健康福祉部 高齢介護課】

…介護家族会・家族介護教室の実施

事業(取組)内容

在宅で介護している家族の悩みや心配ごと等を解消できる場である介護家族会、介護知 識等を学ぶ家族介護教室を開催します。

現状と課題

個別相談、郵送等の非接触型から集合型に戻りつつありますが、参加者が減少傾向にあります。

今後の方針

今後も家族支援のため普及・啓発等を継続するとともに、課題やニーズの変化など、時 代の変化に則した家族介護者に対する支援のあり方を検討していきます。



⑤市民向け講座・家族サロンの実施【健康福祉部 健康増進課】

事業(取組)内容

メンタルヘルスに対する正しい理解の普及、精神障害・発達障害のある方の社会復帰及 び社会参加に対する支援の推進のため、市民向けの講座、家族サロンを実施します。

現状と課題

ピアサロンは、統合失調症・気分障害・依存症・自死遺族の4つのテーマ毎に開催しています。こころの健康講座は毎年、時代に合ったテーマを選定し実施しており、幅広い層の参加者が集まっています。

今後の方針

ピアサロン、こころの健康講座は引き続き実施し、一般市民への啓発を行うとともに家 族のセルフヘルプグループの育成を支援します。



(5) 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族に対し、日常生活や社会生活全般を支援するため、必要な情報 提供や関係機関との連絡調整、必要な助言等が行えるよう、相談支援体制の強化・充実を 図ります。

①障害者生活支援センターの設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う、障害者生活支援センターを設置します。

現状と課題

上尾市、桶川市、伊奈町の2市1町を5つのエリアに分割し、5か所の障害者生活支援 センターで相談を受ける体制となりました。当初は引継ぎ等の案件が多く連携の難しい時 期がありましたが、現在は市民からの多くの相談に対応しております。

今後の方針

難病に関する相談等、新しい地域課題に向けても体制を整備していきます。

②サービス等利用計画の作成(計画相談支援給付・障害児相談支援給付) 【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

福祉サービス等の利用にあたり、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを実施し ます。

現状と課題

特に障害児に対する計画作成が進んでいないため、今後、障害児に対する障害児支援利用計画の作成が求められています。

今後の方針

上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターを中心に、まだ相談支援事業を運営していない 市内の法人等に、相談支援事業所の新規開設に向けた働きかけなどを行い、計画作成数の 増加を目指していきます。



③身体・知的障害者相談員の設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

身体障害者及び知的障害者からの相談に対し、必要な助言を行います。

現状と課題

関係機関との情報共有や連携等についての協力を求めながら、引き続き、身近な相談先としての支援を実施します。

今後の方針

関係機関との情報共有や連携等についての協力を求めながら、引き続き、身近な相談先 としての支援を実施します。

④子育て・ひきこもり相談支援【子ども未来部 子ども家庭総合支援センター】

事業(取組)内容

子育ての悩み(子育て全般、子どもの発達、児童虐待など)やひきこもりの悩み(ニート、ひきこもり、不登校など)の相談を実施します。

現状と課題

週5回(1日5コマ)心理相談員が相談を受けています。

子育て、発達、不登校、ひきこもりなど、幅広く相談へのアドバイスを行うとともに、相談者の希望に沿った関係機関へ引き継ぎを行っています。

今後の方針

心理相談員が、子育て期から若者期まで、幅広く相談に対応していくため、関係機関と 連携体制の強化を図ります。



⑤子育て相談の実施【子ども未来部 子育て支援センター】

事業(取組)内容

発達等に不安を抱えている乳幼児の保護者に対し、面接や電話、メール、訪問による相談支援を実施します。

また、子育てに関する講座等を開催し参加者同士の交流の機会をつくるなど、子育て中 の保護者の不安感・負担感の軽減を図ります。

現状と課題

保育士による電話、メール、訪問の他、助産師による面接相談に対応し、子育て中の保護者の不安感の軽減に努めていますが、関係各所との連携の強化や研修への参加など相談支援体制の充実を図る必要があります。

今後の方針

引き続き、保育士や助産師による相談機関として、相談しやすい環境づくりを意識し、 発達や子育てなどの保護者の不安感・負担感を軽減し、細やかな支援に努めます。

⑥育児・発達相談の実施【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業(取組)内容

発達に不安や課題がある乳幼児等の保護者に対し、相談支援を実施します。

現状と課題

相談件数は年々増加しています。また、相談内容の複雑化や児を取り巻くサービス等、 年々変化する環境に対応しながら、個別のニーズに沿った相談が受けられるように対応し ていくことが必要です。

今後の方針

継続して、関係機関と連携しながら、相談事業を推進していきます。

⑦民生委員・児童委員による相談支援【健康福祉部 福祉総務課】

事業(取組)内容

民生委員・児童委員による相談支援を実施します。

現状と課題

民生委員・児童委員は、障害者やその家族などから相談を受けた際には、制度の概要を 説明し、必要に応じて関係機関につなげています。

今後の方針

引き続き研修会などを通じて、障害者・児に対する知識の理解度が深まるように図っていきます。



⑧生活困窮者に対する相談支援【健康福祉部 生活支援課】

事業(取組)内容

生活保護法に基づき、生活困窮者に対して扶助費を支給し、健康で文化的な最低限度の 生活を支援するとともに、その自立を助長するよう相談支援業務を行います。

現状と課題

生活保護受給に至る前の段階においても、自立相談支援事業として、相談支援を実施しています。

今後の方針

生活保護受給に至る前の段階においても、また保護受給の場合も、引き続き自立助長を 促すよう相談支援を実施します。

⑨地域包括支援センターでの総合的な相談支援【健康福祉部 高齢介護課】

事業(取組)内容

高齢者、養護者等の総合的な支援のための拠点として、地域包括支援センターを設置し、 介護の要否にかかわらず、幅広く相談にあたります。

現状と課題

高齢者の総合的な支援のために拠点施設として設置し、元気な人から介護の必要な人まで、幅広く高齢者の相談にあたっています。

今後の方針

引き続き、相談支援を実施します。

⑩親子への健康教育・相談【健康福祉部 健康増進課】

事業(取組)内容

乳幼児の健康の保持及び増進のため、個別又は集団的に必要な指導・助言を行います。

現状と課題

乳幼児期の発育・発達は変化が著しく、月齢により母親の不安やストレスが異なり、相談内容も多岐にわたります。支援の必要な時期に相談・教室事業等を実施していく必要があります。

今後の方針

引き続き相談・教室事業を実施し、親子が健やかに過ごすことができるよう支援してい きます。



⑪こころの健康づくり【健康福祉部 健康増進課】

事業(取組)内容

市民のメンタルヘルスの向上及び自殺予防を目的に、相談・啓発事業を実施します。

現状と課題

メンタルヘルスの課題はより幅広く多岐にわたっています。また、子ども・若年層を中 心に自殺者数が増加しており、よりアクセスしやすい相談窓口が必要です。

今後の方針

SNSなど、若年層が相談しやすい相談窓口、幅広い層に届く啓発事業を継続します。 また、市民がメンタルヘルスに対する意識を高め、セルフケアを行えるような支援を行い ます。

②消費者被害の未然防止に対する相談支援【市民生活部 消費生活センター】

事業(取組)内容

消費者被害の早期解決や未然防止のため、有資格者の相談員を配置し、市民からの相談 に対し助言・斡旋等を行います。

現状と課題

複雑化かつ多様化した消費生活相談に対応するため、相談支援体制のさらなる強化が必要となっています。

今後の方針

引き続き関係各所との連携を図っていきます。

⑬児童生徒への教育相談【学校教育部 教育センター】

事業(取組)内容

小・中学校の児童生徒とその保護者に対し、相談支援を実施します。

現状と課題

教育相談(電話相談、面接相談、訪問相談)を実施し、不登校、性格・行動、学習・発達、 精神・身体症状、障害等について、相談支援を実施しました。相談件数が増加しており、そ の対応が課題です。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。また、相談体制を工夫するととともに、今後も相談者に寄り添った相談支援を続けていきます。



⑭就学相談の実施【学校教育部 教育センター】

事業(取組)内容

就学前の幼児の保護者に対して、就学に関する相談支援を充実させるため、専門機関と しての機能を充実させ、各種相談事業を推進します。

現状と課題

発達に不安があり支援が必要と考えられる就学前の幼児の保護者に対し、必要に応じて 発達検査を実施し、その結果に基づき、子どものニーズに合った支援ができるよう検討し ています。相談件数が増加しており、相談、発達検査を実施可能な職員の増員が必要です。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。また、学校の長期休業期間中に研修等を 行い、発達検査を実施可能な職員を育成していきます。

⑤福祉総合相談窓口「ふくしの窓口」による相談支援【健康福祉部 生活支援課】

事業(取組)内容

「ふくしの窓口」は、「どこの窓口に相談してよいかわからない」、「複数の相談窓口にまたがる」、「どこから手をつけてよいかわからない」など、福祉に関して困った時の福祉総合窓口として、相談内容を伺い、利用可能な福祉制度・適切な相談窓口を案内します。

現状と課題

複合的な内容等の相談を丁寧にお伺いするため、相談については、事前に電話、FAX 及び相談フォームによる予約制としています。相談の多くは、相談先が分からない事例と なっています。

今後の方針

各種相談に対してスムーズな相談支援が行えるよう、庁内の関係各課の協力員及び市社 会福祉協議会や鴻巣保健所など外部とも連携の強化を図ります。



(6) 市からの情報提供の充実

障害のある人が、市からの情報を円滑に受け取ることができるよう、広報誌、Webサイト等の作成に配慮します。

①声の広報の発行【市長政策室 広報広聴課】

事業(取組)内容

アクセシビリティに配慮した広報活動を実施します。

現状と課題

登録者数が少なく、更なる周知が必要です。

今後の方針

当該事業の更なる周知を図りながら、継続して実施します。

②声の議会だよりの発行【議会事務局 議事調査課】

事業(取組)内容

視覚障害者向けに、議会だよりのデイジー図書を作成し、『声の議会だより』として希望 者に貸し出します。

現状と課題

登録者が少なく、更なる周知が必要です。

今後の方針

周知方法について検討していくとともに、継続して実施します。



③上尾市Webサイトの運用【市長政策室 広報広聴課】

事業(取組)内容

視覚・色覚障害者に配慮した上尾市Webサイトを運用しています。

現状と課題

上尾市Webサイトでは、該当ページの文章を音声として読み上げる機能を利用できたり、「声の広報」「声の議会だより」の音声データを公開したりするなど、配慮した運用を行っています。

今後の方針

研修やマニュアルなどを通じて、職員にホームページ作成上の注意点などを周知しなが ら、引き続き障害者に配慮した運用を行います。



(7) 人材育成の推進

①上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会の設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者総合支援法に基づき、地域の障害福祉に関する体制整備の中核的な役割を果たし、 また、地域の実情に応じた課題を検討するための場として、地域自立支援協議会を設置し ています。

現状と課題

令和5年度は、5つの部会と2つのプロジェクトに再編。差別に関する市内就労継続支援B型事業所利用者へのアンケート調査の集計が終わり、地域課題を整理、共有する機会となりました。近年は成年後見制度に携わる職員が増えており、制度利用支援を推進するために新たな研修が必要な状況にあります。

今後の方針

引き続き、その年度の状況によって、柔軟に部会の編成等を行い、地域課題に対応していきます。

また、成年後見制度等新たな研修ニーズにも対応を行っていきます。

②市職員に対する研修【総務部 職員課】

事業(取組)内容

障害福祉に関する専門的人材の育成をします。

現状と課題

専門職からの申請に基づき、自主研修グループに対し助成を行っています。また、専門職または関係所属からの要望に基づき、研修を受講させるため市町村アカデミー及び彩の国さいたま人づくり広域連合に専門職を派遣しています。

今後の方針

引き続き、自主研修グループに対する助成や研修への派遣を行っていきます。



③市役所における専門的人材の確保【総務部 職員課】

事業(取組)内容

障害福祉を支える専門的人材を確保します。

現状と課題

専門職の職員採用については、例年応募者が少ない状態です。適宜募集要件や周知方法の見直し等を行い、応募者の増加に努めています。

今後の方針

引き続き、募集要件や周知方法の見直し等を検討し、応募者の増加に努めます。

④保育所職員の発達障害に関する資質の向上【子ども未来部 保育課】

事業(取組)内容

市立保育所職員の資質向上を図るため、発達障害に関する研修、発達支援サポーター研修、発達支援マネージャー研修等に参加します。

また、職員間で学習会を実施します。

現状と課題

保育所職員の発達障害に関する資質の向上と、保育士等職員の確保が課題です。

今後の方針

引き続き、各種研修に参加し、学習会を実施していきます。

⑤幼稚園職員への発達障害研修の実施【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業(取組)内容

市内の幼稚園職員に対して、発達障害についての知識と具体的な関わり方などを学んで もらうための研修を実施します。

現状と課題

参加者からは例年好評をいただいていますが、参加が定着している幼稚園がある一方で 事業開始以来、未参加の幼稚園もあります。

今後の方針

より現場のニーズに沿ったテーマを掲げて実施していきます。



⑥協働のまちづくり推進事業【市民生活部 市民活動支援センター】

事業(取組)内容

市民活動団体と行政との協働を推進していくため、協働によるまちづくりの規範となる 事業を展開する市民活動団体へ補助を行っています。

現状と課題

行政だけでは解決できない施策を市民活動団体と協働して実施していきます。

今後の方針

市民活動団体と市との協働を推進していくために今後も継続していきます。



5 療育・教育体制の充実(基本目標4)

(1) 療育の充実

障害児が充実した生活を送ることができるよう、精神的・身体的な発達に必要な支援を 促進します。

①市立保育所における障害児保育の実施【子ども未来部 保育課】

事業(取組)内容

各市立保育所において障害児保育を実施します。

現状と課題

障害児保育の充実が課題です。

今後の方針

継続して事業を実施していきます。

②保育要録の作成及び提供【子ども未来部 保育課】

事業(取組)内容

小学校就学に際し、入所児童の保育要録を作成し、学校へ提供します。

現状と課題

幼保小の連携強化が課題です。

今後の方針

継続して事業を実施していきます。

③親子相談の実施【子ども未来部 発達支援相談センター】

(事業(取組)内容

発達に不安や課題のある乳幼児と保護者を対象に、子どもの健やかな発達や保護者の育 児不安の軽減を図るため、集団遊びや個別指導、学習会などを実施しています。

現状と課題

発達状態に応じたクラス運営を行っています。

今後の方針

継続して事業を実施し、支援していきます。



④発達訓練や相談の充実【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業(取組)内容

発達に不安や課題のある乳幼児及び小・中学生に対して、よりよい発達を支援するため、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士による訓練及び相談を実施します。 作業と言語は就学前までの幼児を対象とし、心理は小学生まで、理学は中学生までを対

象として行っています。

現状と課題

個別対応のきめ細かいサービスを提供する事業です。ニーズの増加に応じて開催日数を拡大しています。増え続けるニーズに対し適切なタイミングで相談を受けられるように支援していきます。

今後の方針

個々の成長・発達に対し、適切なタイミングで相談を受けられるように支援していきます。

⑤つくし学園運営事業【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業(取組)内容

発達に不安のある幼児や障害のある幼児(重複障害児・重症心身障害児を含む)に、療育・保育を行うことで、心身の成長を促し、個々の力を伸ばします。

現状と課題

小集団の活動と理学療法士等の専門職による個別支援を合わせて行っています。

今後の方針

複合施設の特徴を生かし、継続して事業を実施していきます。



⑥保育所等訪問支援事業【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業(取組)内容

保護者の申請に基づき、訪問支援員が保育所や幼稚園を訪問し、発達支援の必要な児童がよりスムーズに集団生活に適応できるよう、保育士に対し個別の専門的な助言等を行います。

現状と課題

発達障害の特性をもつ児童に対してアウトリーチ型の支援として児童の在籍先の職員に 普段の生活環境に応じた助言や支援を行っています。年度後半に上がってくる希望に応じ られるよう対応しています。

今後の方針

継続して事業を実施し、支援していきます。

⑦発達支援専門員巡回事業【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業(取組)内容

発達支援の知識や経験を有する専門員が保育所・幼稚園・学童保育所を巡回し、保育士等に対して、発達が気になる子どもやその保護者の支援方法について助言・指導を行います。

現状と課題

年々相談件数が増加しており、専門員が保育士等への相談に対応しています。

今後の方針

継続して事業を実施し、発達が気になる子どもに対する早期支援を行なっていきます。

⑧学童保育所における障害児の受け入れ【子ども未来部 青少年課】

事業(取組)内容

学童保育所における障害児の受け入れを推進します。

障害児を受け入れている学童保育所について、専門知識を有する支援員の配置に必要な 費用の助成、また、支援員の研修参加を推進します。

現状と課題

障害児の受け入れが年々増加しており、専門知識を有する支援員の確保が求められています。

今後の方針

引き続き受け入れを実施します。



(2)教育体制の充実

インクルーシブ教育の理念のもと、専門性の高い教育環境を構築し、障害児の教育に努めます。

①図書館の利用支援【教育総務部 図書館】

…点字、録音資料等の郵送や来館での貸出及び障害のある方にも読みやすい資料の 収集

事業(取組)内容

点字、録音資料(デイジー図書・雑誌)及び音楽CDについて、郵送や来館での貸出を実施します。また、障害のある方にも読みやすい資料を収集、配架します。

現状と課題

録音資料の貸出件数は減少傾向にあります。サービスについて周知が不足しています。 令和5年6月から「上尾市図書館りんごの棚」を本館に設置し、障害のある方も利用し やすい資料を配架しています。当事者・支援者に届くよう継続的な周知が必要です。

今後の方針

録音資料等の郵送及び来館貸出のサービス及び「上尾市図書館りんごの棚」コーナーに ついて情報発信と周知を引き続き行います。

②図書館の利用支援【教育総務部 図書館】

…図書館音訳者による対面朗読及び録音資料作成

事業(取組)内容

図書館音訳者が、活字による読書が困難な人に、希望する図書を直接読む、対面朗読サービスを行います。また、録音資料製作のための音訳者養成講座を実施し、図書館音訳者を養成し、録音資料を製作します。

現状と課題

対面朗読サービスは定期的に利用されています。録音資料製作については、毎年の研修 を通し、図書館音訳者の能力向上を図り、視覚障害者等の利用者の求めに応じ、適宜資料 を製作しています。共にサービスについて、周知が不足しています。

今後の方針

対面朗読については、図書館音訳者により引き続き行います。録音資料製作については、 利用者ニーズに応じて、計画的に製作していきます。



③図書館の利用支援【教育総務部 図書館】

…宅配サービスの実施

事業(取組)内容

図書館への来館が困難な方に、宅配サービスを実施します。

現状と課題

宅配サービスの利用者数は横ばい状況にあります。サービスについて周知が不足しています。

今後の方針

宅配サービスの拡大及び運営体制について、今後の検討課題としています。

④さわやかスクールサポート事業(学級支援員派遣事業)【学校教育部 学務課】

事業(取組)内容

市立小学校・中学校における特別支援教育の充実と、障害のある幼児、児童及び生徒を 支援するために、支援員を配置します。

現状と課題

アッピースマイルサポーターを配置し、一人一人の発達段階に応じた支援を行っていま す。支援員の確保が課題となっています。

今後の方針

引き続き、アッピースマイルサポーターの配置をしていきます。

⑤進学時における関係機関との連携強化【学校教育部 指導課】

事業(取組)内容

幼稚園や保育所から小学校などへの進学や、小学校から中学校などへ進学する際、障害 のある幼児、児童及び生徒に対する配慮が途切れないよう、関係各機関の連携強化を推進 します。

現状と課題

合同研修会や情報交換会などで、教員の資質向上と幼・保・小・中の連携を進めています。就学時や進学時に関係機関から提供される児童生徒の情報を確実に共有し、指導に生かしていくことが課題です。

今後の方針

引き続き合同研修会や情報交換会を実施し、幼・保・小・中の連携を深めていきます。



⑥児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…通級による指導の充実

事業(取組)内容

通常の学級に在籍する児童生徒が、障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」 の充実を図るとともに、担当教員に対する指導方法等の研修を充実します。

現状と課題

研修会を通し、教員の専門性の向上を図っています。特別支援学級の新担当者や経験の 浅い教員の資質向上が課題です。

今後の方針

「通級による指導」のさらなる充実と、担当教員の指導力向上を図ります。

⑦児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…特別支援教育コーディネーターによる相談体制の充実

(事業(取組)内容)

特別支援教育コーディネーターが中心となり、通常学級で発達障害のある児童生徒の保護者が学校に相談しやすい体制づくりと、組織として適切に保護者への対応ができるよう、 校内委員会の充実を図ります。

現状と課題

研修会を通し、特別支援コーディネーターの役割について理解を深めるとともに、特別 支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を進めています。

今後の方針

組織的な支援を推進するための、校内支援体制の充実を図ります。



⑧児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…発達障害についての研修及び巡回相談の実施

事業(取組)内容

発達障害に対する教職員の理解を深めるため校内の支援体制を整備するとともに、一人 一人に応じた指導方法等について研修の充実を図ります。

現状と課題

各校において管理職や特別支援コーディネーターを中心として、校内委員会の充実を図っています。特別支援教育担当教員だけでなく、通常学級担任も含めた特別支援教育に対する理解を深めていくことが課題です。

今後の方針

各校の校内委員会を充実させ、一人一人の教育的ニーズに対応するための組織力を一層 高めていきます。また、特別支援学校特別支援教育コーディネーターの「センター的機能」 を生かし、引き続き巡回相談を行い、個に応じた指導方法の充実を図ります。

⑨児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…全ての教職員への更なる研修の充実・強化

事業(取組)内容

特別支援教育に関わる教職員だけではなく、幼稚園や小・中学校の全ての教職員が、さまざまな障害及び障害者に対する理解と認識を一層深めるよう、研修の充実・強化を進めます。

現状と課題

各校の特別支援教育コーディネーターが参加する研修会や特別支援教育担当者以外の教職員も参加できる研修会を実施し、特別支援教育に対する理解を深めています。特別支援教育担当者以外の教職員も含めた指導力の向上が課題です。

今後の方針

特別支援教育担当者以外の教職員も含め、さまざまな障害及び障害者に対する理解と認 識を一層深められるよう、研修会の充実を図ります。



⑩児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…指導計画作成のための研修

事業(取組)内容

障害のある児童生徒が適切な教育的支援を受けられるよう、個別の指導計画や教育支援 計画を作成するとともに、相談技術向上のための研修の充実を図ります。

現状と課題

県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターなどを講師として招き、個別の指導計画及び教育支援計画の作成や活用の仕方について研修を行っています。通常の学級における個別の指導計画及び教育支援計画の活用が課題です。

今後の方針

引き続き、県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を講師として招き、個別の指導計画や教育支援計画の作成や活用、相談技術向上のための研修の充実を図ります。

⑪児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…特別支援学級についての理解の促進

事業(取組)内容

特別支援教育に対して、特別支援学級設置校と未設置校、特別支援学級担当教員と通常 学級担当教員と保護者とがそれぞれ共通認識をもつよう、各学校での連携を推進します。

現状と課題

研修会において、事例研究や授業研究会を取り入れ、教育的ニーズに応じた支援の充実 を図るとともに、特別支援教育リーフレットの配布を通じて、保護者への啓発を行ってい ます。

今後の方針

令和6年度に市内全ての小・中学校に特別支援学級が設置される予定です。今後も、事例研究や授業研究会など、具体的で実践的な指導場面を取り入れた研修を行い、学校間の連携を図るとともに、保護者への啓発も行っていきます。



⑫児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…医療的ケア児への対応と支援

事業(取組)内容

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒に的確な支援ができるよう、教職員の確保・育成を検討します。

現状と課題

医療的ケア児が在籍する小・中学校において、養護教諭や生徒指導・教育相談担当が中心となり、関係機関や保護者と連携しながら、学校においての的確な対応・支援ができるよう体制整備を図っています。一人一人の教育的ニーズに合わせた支援体制の構築が課題です。

今後の方針

医療ケア児一人一人の教育的ニーズに合わせた支援体制を整備するため、学校、関係機 関、保護者の連携を一層深めていきます。

⑬障害のある幼児や家族に対する就学支援の充実【学校教育部 教育センター】

事業(取組)内容

障害のある幼児や家族に対する相談機能や、専門機関としての機能の充実を図ります。 また、保護者との相談を基に、関係機関との連携を図り、一人一人の教育的ニーズに応 じた就学先を専門的な領域から判断し、保護者と合意形成を図った上で就学先を決定しま す。

現状と課題

障害のある子ども、障害の疑われる子どもやその家族に就学相談や情報提供を行っています。また、つくし学園・発達支援相談センターの就学相談保護者説明会を実施しています。保護者説明会について、今後さらに充実させていくことが課題です。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。また、特別支援教育に関する情報提供や 保護者説明会の方法と頻度について検討していきます。



⑭障害のある児童生徒に対する就学支援の充実【学校教育部 教育センター】

事業(取組)内容

小・中学校の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対する就学支援 のあり方について、本人や保護者の意思を尊重しながら検討を進めます。

現状と課題

障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を検討するため、就学支援委員会を開催しています。

今後の方針

就学支援委員会を継続して実施します。児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握するための相談の充実、特性に応じた支援体制の充実が図れるよう関係学校、関係機関と連携を 強めます。

⑤教育相談体制の充実【学校教育部 指導課・教育センター】

「事業(取組)内容)

教育センターや特別支援学級で行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学級の機能を充実・強化します。

また、福祉、医療、保健及び就労等の関係機関との連携を強めます。

現状と課題

学校と連携しながら、多面的に児童の特性を把握し、本人のニーズや、本人、保護者の意見を踏まえた相談を行っています。また、関係機関との連携を強化し、実態に応じた支援体制の充実が図れるようにしています。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。また、相談体制を工夫するととともに、今 後も相談者に寄り添った相談支援を続けていきます。



⑩アッピースマイルサポーターと特別支援学級補助員の資質向上 【学校教育部 教育センター】

事業(取組)内容

小学校、中学校のアッピースマイルサポーターと特別支援学級補助員の配置に合わせて、 支援員と児童生徒との望ましい関わり方の研究を進めます。

現状と課題

アッピースマイルサポーター研修会、特別支援学級補助員研修会を年間9回実施し、教職員の指導力や支援の手立て、資質の向上を図っています。

今後の方針

アッピースマイルサポーター研修会・特別支援学級補助員研修会を継続して実施します。

①特別支援学級補助員派遣事業【学校教育部 学務課】

事業(取組)内容

特別支援学級において担任教員の行う指導の補助にあたるため、特別支援学級補助員を 特別支援学級が置かれる市内小・中学校に配置します。

現状と課題

特別支援学級補助員を配置し、一人一人の特性に応じた支援を行いました。

今後の方針

引き続き、特別支援学級補助員を配置していきます。



6 地域社会への参加促進(基本目標5)

(1) 社会参加の促進

障害のある人の地域社会への参加、人との交流を支援するため、文化活動・スポーツ活動等をはじめとした様々な機会を提供します。

①ピアサポート体制の充実【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者がお互いに助け合うピアサポートの普及啓発について支援し、障害者の社会参加 を促進します。

現状と課題

令和5年度講座は対面開催を実施しています。ピアサポート講座修了者の一部の人は、 修了後の活動の場を求めている傾向にあります。

今後の方針

講座修了者たちの活動については、講座共催をしているあげお福祉会「杜の家」の協力 が不可欠なことから市としても連携を行っていきます。

②地域活動支援センターの設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

主に身体障害者の活動の場である「ふれあいハウス」「あけぼの」に加え、精神障害者の 活動の場である「杜の家」を、地域活動支援センターとして設置しています。

現状と課題

地域生活の支援を希望する障害者に対して、活動の場の提供、サービスについての情報 提供等を行っています。

利用者の対応が多様化しており、複雑な問題を抱えた事例が増えています。

今後の方針

関係機関及び障害福祉サービス事業所との連携を深め、複雑な事例への対応や、安定し た事業運営に努めていきます。



③障害者スポーツへの参加の促進【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者スポーツに関する情報提供やスポーツ大会へのボランティア参加を促し、また、 障害者スポーツ支援のため、ふれあいピック(春季・秋季)等の周知を行います。

現状と課題

上記と同様。

今後の方針

引き続き、障害者スポーツ支援のため、ふれあいピック(春季・秋季)等の周知を行います。

④コミュニティセンター・イコス上尾・文化センターの利用料金の減免 【市民生活部 市民協働推進課】

事業(取組)内容

コミュニティセンター・イコス上尾・文化センターを運営します。

現状と課題

障害者及びその家族が安心して施設を利用できるようそれぞれの施設について、障害者・ 障害児の関連団体に対し、利用料金の減免を行っています。

今後の方針

障害者及びその家族の利用については減免を継続します。改修工事を実施する際は、バ リアフリー化について検討します。

⑤市民活動支援センター運営事業【市民生活部 市民活動支援センター】

事業(取組)内容

市民活動に関する情報の収集、相談、交流、研修、調査及び研究等、市民との協働を推進 するために設置した市民活動支援センターを運営します。

現状と課題

公開講座、情報誌発行、職員向け研修などの事業を実施しています。

今後の方針

今後も市民への情報提供等を行い、団体の自立的な活動の支援を行っていきます。



⑥上尾市ギャラリーの使用料の減額【教育総務部 生涯学習課】

事業(取組)内容

市民の創作活動を支援するため、美術作品等の展示、発表及び鑑賞の場として、市民ギャラリー及び市役所ギャラリーを運営します。

現状と課題

上尾市ギャラリー管理規則に基づき、障害者・障害児の関連団体が主催する行事等に使 用する場合の使用料を減額しています。

今後の方針

- 今後も、心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合は、使用料を減額しま す。

⑦公民館の使用料の減額【教育総務部 生涯学習課】

事業(取組)内容

市内の生涯学習振興のため、市内6館の公民館を管理運営し、各事業の企画・実施を行っています。

現状と課題

上尾市公民館管理規則に基づき、障害者・障害児の関連団体が主催する行事等に使用する場合の使用料を減額しています。

今後の方針

今後も、心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合は、使用料を減額しま す。



⑧スポーツ大会・教室等の開催【教育総務部 スポーツ振興課】

事業(取組)内容

生涯スポーツ・レクリエーションについて大会等を実施し、幼児期から高齢期まで、性別、障害の有無を問わず、すべての市民がスポーツ活動に参画する機会を提供し、健康の保持や体力の増進に努めます。

現状と課題

障害の有無を問わずハーフマラソン等のスポーツイベントに参加できるよう、今度もマラソンの伴走者を確保するなど、障害に配慮したイベントづくりが必要です。

今後の方針

幼児期から高齢期まで性別、障害の有無を問わず、希望するすべての市民がスポーツ活動に参画することによって人や地域の交流を促進し、地域社会の一体感や活力を醸成していきます。

⑨スポーツ活動の推進【教育総務部 スポーツ振興課】

事業(取組)内容

市民への生涯スポーツ・レクリエーションの普及、振興を図ることを目的としたスポーツ推進委員連絡協議会の活動を支援し、スポーツ活動の推進を図ります。

現状と課題

生涯スポーツ・レクリエーションの普及により心身ともに健康で元気な健康長寿社会の 実現を目指すものであり、障害の有無を問わず、すべての市民が事業に参加できるよう、 定期的に研修を実施するなど、資質の向上を図っていく必要があります。

今後の方針

市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズは、ますます多様化・高度化する傾向にあり、その活動の推進を図るため、適切な知識や技能を習得し、資質の向上を図っていきます。



(2) 就労機会の確保

障害のある人が経済的に自立し、自分らしくいきいきした生活を送れるよう、より多くの就労機会の確保に向けて、支援を行います。

①障害者就労支援センターの設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害者の就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるようにするため、障害者就労支援センターを設置し、身近な地域において就労と生活の支援を総合的に行います。

現状と課題

職場訪問等企業との橋渡しを行うほか、関係機関による担当者会議を開催し連携を図っています。

障害者の法定雇用率が上がり、ますます重要性が高まっています。

障害者生活支援センターや障害者就労支援施設との連携を強化していく必要性があります。

今後の方針

障害者への継続的な支援のため、事業を継続して実施し、また、事業所等との連携を強 化していきます。

②障害者施設製品の販売促進【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

障害のある人とない人の理解と親睦を深めることを主な目的として、障害者施設製品の 販売会等を実施します。

現状と課題

障害者団体、障害者通所事業所等が共同で、実行委員会形式で販売会を実施しており、 市が事務局・後援として支援を行っています。

今後の方針

障害者への継続的な支援のため、事業を継続して実施し、また、事業所等との連携を強 化していきます。



③工賃向上に向けた事業所への支援【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

授産製品の商品力アップ、事業所と地域企業とのつながり及び事業所の現場改善や運営 について支援します。

現状と課題

市内事業所の現場改善及び販路拡大等について支援を行っています。

利用者の工賃向上に繋がっており、今後も実績等を踏まえ、必要な支援方法について検討していきます。

今後の方針

今後も事業所への支援を継続していきます。

④障害者就労施設等からの優先調達の推進【健康福祉部 障害福祉課】

事業(取組)内容

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、上尾市障害者優先調達推進方針を定め、障害者就労支援施設等からの物品購入、当該施設等への業務委託等を推進します。

現状と課題

庁内各課のイベント、キャンペーン等で使用する物品等の購入、施設管理等の委託については増加傾向にあります。

優先調達の推進については、庁内各課への周知が必要となります。

今後の方針

今後も庁内各課への周知を継続していきます。

⑤市役所における障害者雇用の推進【総務部 職員課】

事業(取組)内容

障害者の就労の機会を創出します。

現状と課題

現在、正規職員での障害者採用を実施しています。

今後は障害の種類や程度に応じたより柔軟な就労形態等の整備が求められます。

今後の方針

短時間勤務のニーズや適性を踏まえた柔軟な就労形態の整備を実現するため、正規職員 に加え会計年度任用職員での障害者採用の実施を適宜検討していきます。



⑥建設工事請負等競争入札参加資格審査についての優遇策【総務部 契約検査課】

事業(取組)内容

建設工事請負等競争入札参加資格審査及び上尾市総合評価落札方式において、優遇策を 実施します。

現状と課題

障害者雇用の達成状況等について、建設工事請負等競争入札参加資格審査の際、等級格付け評価の加点や上尾市総合評価落札方式による一般競争入札の評価項目において加点をしています。

今後の方針

引き続き、建設工事請負等競争入札参加資格審査及び上尾市総合評価落札方式において、 優遇策を実施します。

⑦地元企業へのインターンシップの実施支援【環境経済部 商工課】

事業(取組)内容

企業と学校の橋渡しを行い、インターンシップの実施を推進します。

現状と課題

障害者受け入れ可能企業及び、実施人数が少ないことが課題です。

今後の方針

引き続き、企業への事前説明会において、障害者の受入れについての理解促進を図り、 特別支援学校に積極的な周知を行うことで、インターンシップ実施人数の増加に努めます。

